

製造の承認を受ける義務の免除等の特例に係る届出書

令和 年 月 日	知事殿	製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
		製造を行う者の氏名又は名称	
		業種	
		免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
		この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)
第12条の2の8第3項 下記のとおり地方税法附則 の規定により、届け出ます。 第12条の2の8第4項			
製造を行う場所		名 称	所 在 地
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
	No.		
上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県			
製造を行う期間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	
その他参考となるべき事項			

第16号の16の3様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の8第3項又は第4項の規定により届出をする場合において、法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の21第2項の道府県知事に1通提出すること。
- 2 「免税軽油使用者証の番号」欄及び「業種」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けていない者が免税軽油使用者証の交付の申請と併せて届出をする場合においては、記載することを要しないこと。
- 3 「上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県」欄は、製造を行う場所の道府県名及び営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 4 「製造を行う期間」欄の期間は、免税軽油使用者証の有効期間の範囲において製造を行う期間の初日から末日までの間の年月日を記載すること。
- 5 法附則第12条の2の8第4項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。
- 6 この届出書には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類及び道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。